

# 私道内の下水道整備について

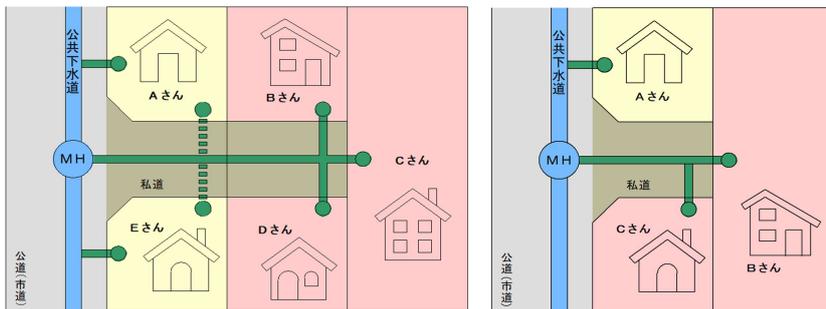
市では、私道（個人財産）の下水道整備について、住居が私道にのみ面している建物は、原則として財産を共有する皆さまの費用で公共下水道までの接続をお願いしています。

しかし、下水道の未整備の私道に対して、下水道の利用促進のため、次の条件を満たす場合には、公道（公的財産）の場合と同様に市が私道内に下水道を設置する工事を代行する制度を設けています。

## 1. 整備の条件

- ・私道の境界が分筆等により明確であること
- ・私道の幅員が概ね1.8m以上で、その一端は下水道の整備された道路に接続していること
- ・私道へ下水道を整備する場合、利用家屋が2戸以上あり、工事完了後には利用家屋の全戸が速やかに下水道へ接続すること
- ・私道に所有権等を有する全員の方が下水道設置の承諾をしていること

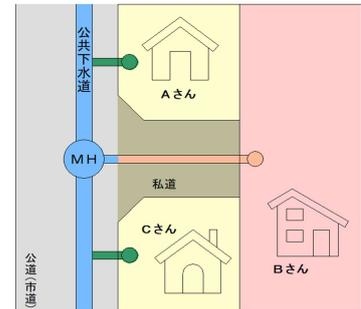
### ◇制度の対象になる場合(図1・図2)



(図1) 私道の共有者が4軒以上の場合

(図2) 私道の共有者が3軒で、  
うち2軒を私道から接続する場合

### ◇制度の対象とならない場合(図3)



(図3) 私道の共有者が3軒で、  
うち1軒のみ私道から接続する場合

(凡例) ■ 公共下水道, ■ 市が下水道を設置する部分, ■ 対象外(自費となる部分)

### (留意事項)

- ・制度の対象となるのは、図1、図2にとおり2戸以上の場合です。図3のように1戸となる場合は、対象となりません。
- ・公道と私道の両方に面している敷地の場合、接続する公共ますの位置を公道側または、私道側から選択することができます。  
※受益者負担金は、公道側から接続の場合、公共下水道の工事完了翌年度に賦課され、私道側から接続した場合、私道内の下水道工事完了翌年度に賦課されます。
- ・市町村型の「公設浄化槽」を使用されている方は、公設浄化槽の供用開始から10年が経過するまで、公共下水道に接続替えすることができません。

## 2. 申請方法

公共下水道の設置を希望する方は、「私道内公共下水道設置申請書」に必要書類を添えて申請してください。詳しい申請方法については、大崎市排水設備指定工事店または、大崎市上下水道部 経営管理課 給排水担当までお問い合わせください。

## 3. 受益者負担金について

### ◇公設浄化槽を使用している方

市町村型の「公設浄化槽」を使用している場合、浄化槽を設置した際に賦課されていますので、私道内への下水道整備により改めて負担金を賦課することはありません。

### ◇簡易水洗または個人浄化槽を使用されている方

受益者負担金について、賦課されます。金額・納入方法など詳しくは「公共下水道・水洗化のすすめ」をご覧ください。

## 4. お問い合わせ

私道内の下水道整備について、ご不明な点などございましたら、下記担当までお問い合わせください。

・工事全般に関すること	下水道施設課 整備担当 (TEL 0229-25-5210)
・排水設備の申請・手続きに関すること	経営管理課 給排水担当 (TEL 0229-24-1112)
・受益者負担金・使用料に関すること	経営管理課 業務担当 (TEL 0229-24-1112)